

契約締結前交付書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

この書面の内容をよくお読みください。

商号 株式会社プレナス

住所 〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町2-7-2 後藤ビル6階

TEL 03-5834-3660

金融商品取引業者 当社は投資助言・代理業を行う金融商品取引業者であり、登録番号は次のとおりです。

登録番号 : 関東財務局長(金商)第3245号

○ 投資顧問契約の概要

- (1) 投資顧問契約は、株式等の金融商品投資の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。
- (2) 当社からの助言に基づいて、お客様が行った金融商品の売買は、全てお客様に帰属いたします。当社の助言は、お客様の取引を拘束するものではありません。当社の助言に基づく売買の結果損害が発生した場合でも、当社は一切の損害を賠償することはいたしません。また、損害の一部を補填することもいたしません。これについては法律で禁止されているためお客様の売買の損失補填はできません。従いまして、お客様の金融商品取引は、最終的にお客様の責任と判断に基づき、お客様ご自身でお取引を行っていただきます。

○ 助言の内容及び方法並びに助言報酬等について

- (1) 当社が行う助言の内容は、国内の株式等の金融商品の価値の分析、又はこれらの価値の分析に基づく投資判断とし、下記のプランの区分に従い、下記記載の報酬をもって、対応する内容及び方法による投資助言を行います。

【初回限定契約プラン】

当社と初めて契約するお客様は下記のプランをそれぞれ1回に限り契約することができます。国内上場株式を対象とし、テクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により抽出した銘柄情報をWebサイト、電話又は電子メールでお客様に提供を行い、電話又は電子メールで売買手法、売買のタイミングを説明します。本プランの助言方法及び報酬額は以下のとおりとし、報酬額には消費税を含みます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
初回限定お宝銘柄 1 プラン	9,800 円(1 銘柄)	投資顧問契約締結後、5 営業日以内に 1 回 1 つの銘柄情報を提供します。ただし、株価及び市場の変動等により、5 営業日以内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、5 営業日以降に助言を行います。
初回限定お宝銘柄 2 プラン	19,800 円(2 銘柄)	投資顧問契約締結後、5 営業日以内に 1 回 2 つの銘柄情報を提供します。ただし、株価及び市場の変動等により、5 営業日以内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、5 営業日以降に助言を行います。

【銘柄契約プラン】

国内上場株式を対象とし、テクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により抽出した銘柄情報を 1 回、Web サイト、電話又は電子メールでお客様に提供を行います。また、電話及び電子メールで売買手法、売買のタイミングを説明します。また、本プランには以下の「再助言プラン A) 1 ヶ月コース」のサービスが含まれます。本プランの助言方法及び報酬額は以下のとおりとし、報酬額には消費税を含みます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
ユニコーン銘柄 プラン	50,000 円(1 銘柄)	投資顧問契約締結後、5 営業日以内に 1 回 1 つの銘柄情報を提供します。ただし、株価及び市場の変動等により、5 営業日以内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、5 営業日以降に助言を行います。なお、提供する銘柄は、株価の上昇要因となる材料を持っている株（材料株）を主としますが、株式相場状況により変更する場合があります。
ゼブラ銘柄 プラン	150,000 円(2 銘柄)	投資顧問契約締結後、5 営業日以内に 1 回 2 つの銘柄情報を提供します。ただし、株価及び市場の変動等により、5 営業日以内に助言を行うことが適切でないと判断し

		た場合には、適宜、5 営業日以降に助言を行います。なお、提供する銘柄は、業績の伸びや業容の拡大など、将来的に成長が期待できる企業の株（成長株）を主としますが、株式相場状況により変更する場合があります。
ペガサス銘柄 プラン	300,000 円(3 銘柄)	投資顧問契約締結後、5 営業日以内に 1 回 3 つの銘柄情報を提供します。ただし、株価及び市場の変動等により、5 営業日以内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、5 営業日以降に助言を行います。なお、提供する銘柄は、業績の伸びや業容の拡大など、将来的に成長が期待できる企業（成長株）かつ株価の上昇要因となる材料を持っている株（材料株）を主としますが、株式相場状況により変更する場合があります。

【期間契約プラン】

国内上場株式を対象とし、当社の株式抽出ソフトウェアにより抽出した銘柄情報及び、抽出された銘柄情報をテクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により選定した銘柄情報を一定の期間内で随時、Web サイト、電話又は電子メールで顧客に提供を行います。本プランの助言方法、契約期間及び報酬額は以下のとおりとし、報酬額には消費税を含む。本プランの各ストラテジーには以下の「再助言プラン A) 1 ヶ月コース」のサービスが含まれます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
運用ストラテジー ブルベア AI プラン	<p>■ブルベア AI1 30 日間 150,000 円 (2 銘柄)</p> <p>■ブルベア AI2 90 日間 300,000 円 (6 銘柄)</p>	左記の各契約期間内に、各項に記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買手法、売買のタイミングについて助言する。だし、株価及び市場の変動等により、当該契約期間内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、当該契約期間外に助言を行います。当社の株式抽出ソフトウェアにより抽出した銘柄情報または、抽出

		された銘柄情報をテクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により選定した銘柄情報を提供する。
運用ストラテジー パッシブ AI プラン	<p>■パッシブ AI 1 30 日間 300,000 円 (3 銘柄)</p> <p>■パッシブ AI 2 90 日間 600,000 円 (9 銘柄)</p>	左記の各契約期間内に、各項に記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買手法、売買のタイミングについて助言します。ただし、株価及び市場の変動等により、当該契約期間内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、当該契約期間外に助言を行います。当社の株式抽出ソフトウェアにより抽出した銘柄情報または、抽出された銘柄情報をテクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により選定した銘柄情報を提供します。
運用ストラテジー アクティブ AI プラン	<p>■アクティブ AI 1 30 日間 500,000 円 (4 銘柄)</p> <p>■アクティブ AI 2 90 日間 1,200,000 円 (12 銘柄)</p> <p>■アクティブ AI 3 180 日間 2,000,000 円 (24 銘柄)</p>	左記の各契約期間内に、各項に記載した銘柄数の銘柄情報を提供し、その売買手法、売買のタイミングについて助言します。ただし、株価及び市場の変動等により、当該契約期間内に助言を行うことが適切でないと判断した場合には、適宜、当該契約期間外に助言を行うことができます。また、本ストラテジーには以下の「再助言プラン A」1 ヶ月コース」のサービスに加えて、各契約期間内に回数の制限なく、資産形成構築に関する助言（以下、「ポートフォリオ提案サービス」という）が含まれます。資産形成構築に関する助言とは、当社が情報提供を行った株式銘柄のほか、1 銘柄以上の株式を保有する顧客に対し、その顧客の運用方針に合わせて資産の配分比率の調整を行うために、保有株式の買い増し又は売却のタイミングに関する助言をいいます。当社の株式抽出ソフトウェアにより抽出した銘柄情報または、抽出された銘柄情報をテクニカル分析及びファンダメンタルズ分析により選定した銘柄情報を提供します。

【再助言プラン】

契約終了後一定の期間、当該契約によって提供された助言に基づいて購入した顧客が保有する株式銘柄につき電話又は電子メールで売買手法、売買のタイミングを説明。本プランの助言方法及び報酬額は以下のコースのとおりとし、報酬額には消費税を含みます。

プラン区分	報酬額	助言の方法等
再助言プラン	1 ヶ月コース 100,000 円	投資顧問契約終了後、左記の期間内でお客様が保有する株式銘柄の売買手法、売買のタイミングを説明します。
	2 ヶ月コース 150,000 円	
	3 ヶ月コース 200,000 円	

【キャンペーンプラン】

国内上場株式1～3銘柄の助言を、次の方法で行います。

〈勧誘方法〉

Webサイト、電話又は電子メールにより、顧客に対して、国内上場株式1～3銘柄のパッケージプランを助言する旨、その目標収益率、及び助言報酬等必要事項を提示して申し込みを勧誘し、Webサイト、電話又は電子メールにより、顧客から申し込みを受けます。

〈助言内容及び方法〉

顧客から申し込みを受けたパッケージプランについて、報酬受領後、Webサイト、電話又は電子メールにて下記の銘柄情報を提供し助言します。

- ① 当社の株式抽出ソフトウェアにより抽出した銘柄情報
- ② ①に加えて随時当社の投資判断者による価値判断を考慮に入れて選定した銘柄情報

〈助言後の取扱い〉

当該助言後も顧客の要請に応じて、当該助言に基づいて顧客が購入して保有する当該株式銘柄につき、電話又は電子メールで、売買手法、売買のタイミングを無償で説明します。

〈助言内容、目標収益率及び助言報酬の算定方法〉

本プランの助言内容、目標収益率及び報酬額は、助言勧誘の都度、上記①又は②の手法における過去の抽出銘柄のデータを用いて、あらかじめ設定した売買のルールをもとに、一定期間にどの程度のパフォーマンス（収益）を得られたかをシミュレーションし、その結果をもとに将来の収益率を算出し、目標収益率を設定します。なお、設定した目標収益率に応じて下記のように決定します。報酬額には消費税を含みます。

目標収益率	報酬額
6%未満	9800 円
6%以上 30%未満	5 万円
30%以上 60%未満	10 万円
60%以上 90%未満	15 万円
90%以上 120%未満	20 万円
120%以上 150%未満	25 万円
150%以上 180%未満	30 万円
180%以上 210%未満	35 万円
210%以上 240%未満	40 万円
240%以上 270%未満	45 万円
270%以上 300%未満	50 万円

- (2) 申込みプランの料金の支払いの方法は、契約締結時に会員ページに記載される当社名義の金融機関口座への振り込み、又はクレジットカード決済をご選択いただけます。また金融機関口座へのお振り込み時の送金にかかる手数料は、お客様負担となります。

○ その他の費用

当サイトへのアクセス、メール送受信などにかかるインターネット接続料及び通信料はお客様のご負担となります。

○ 有価証券等に係るリスクについて

当社とお客様の投資顧問契約により当社が助言をする金融商品取引に関連するリスクは、次のとおりです。

(1) 株式

価格変動リスク：株価の変動により、投資元本を割り込むことがあります。また、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込んだり、その全額を失うことがあります。

株式発行者の信用リスク：市場環境の変化、株式発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により売買に支障を来し、換金できないリスクがあります(流動性リスク)。この結果、投資元本を割り込むことがあります。

(2) 信用取引等

信用取引や有価証券関連デリバティブ取引においては、委託した証拠金を担保として、証拠金を上回る多額の取引を行うことがありますので、上記の要因により生じた損失の額が証拠金の額を上回る（元本超過損が生じる）ことがあります。

信用取引の対象となっている株式等の発行者又は保証会社等の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化等により、信用取引の対象となっている株式等の価格が変動し、委託証拠金を割り込むこと、又、損失の額が委託証拠金の額を上回る

ことがあります。

○ 契約解除及びクーリング・オフについて

投資顧問契約では、書面又は電磁的記録によるクーリング・オフの対象となります。なお、具体的な取扱いは、次のとおりとなります。

(1) クーリング・オフ期間内での契約解除

- ① お客様は、本契約に係る契約締結時の書面を受け取った日から起算して 10 日を経過するまでの間に、書面又は電磁的記録による契約解除の申し出を行なうことで投資顧問契約の解除を行うことができます。
- ② 契約の解除日は、お客様がその書面を発した日又はその記録された電磁的記録媒体を発した日となります。

(2) 契約の解除に伴う報酬の払戻しは、次のとおりとなります。

- ① 投資顧問契約に基づく助言を行っていない場合は、投資顧問契約締結（全プラン）のために、通常要する費用（封筒代、通信費など）相当額を報酬額から差し引いてお客様に払い戻しいたします。
- ② 期間契約プラン契約の払い戻しについては、投資顧問契約に基づく助言を行っている場合は、契約解除日までの日割り計算した金額（契約期間に対応する報酬額 ÷ 契約期間の総日数 × 契約締結時の書面を受け取った日から解除日（解除日を含む）までの日数。ただし、社会通念上妥当であると認められる場合のみ。）を報酬額から差し引いてお客様の指定口座に払い戻しいたします。この場合、契約期間に対応する報酬額を契約期間の総日数で除した金額について生じた 1 円未満の端数は切り捨て、契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求いたしません。報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。
- ③ 単発契約プラン契約の払い戻しについては、解除日までに行った助言回数に応じて算定した金額を報酬額から差し引いて払い戻しいたします。なお契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求いたしません。
- ④ キャンペーンプランの払い戻しについては、解除日までに行った助言回数に応じて算定した金額を報酬額から差し引いて払い戻す。契約解除に伴う損害賠償、違約金は請求いたしません。

(3) クーリング・オフ期間経過後での契約解除

お客様は、契約を解除しようとする日の 1 ヶ月前までの書面又は電磁的記録による契約解除の申し出を行なうことで投資顧問契約の解除を行うことができます。（ただし、期間契約プランのうち 30 日間のプランについては、クーリング・オフ期間経過後での契約解除はできず、お客様のご都合により投資顧問契約を途中で終了される場合でも上記(2)②による報酬の払戻しはいたしません。）報酬の前払いがあるときは、これらの金額を差し引いた残額をお返しいたします。

○ 租税の概要

お客様が金融商品等を売買された際には、売買された金融商品に関する税制が適用されます。取引された売買益に対する課税、配当や利子等への課税が発生いたします。なお、税率等については取引口座のある証券会社等にお問い合わせ下さい。

○ 投資顧問契約の終了の事由

投資顧問契約は、次の事由により終了します。

- ① 契約期間が満了したとき。（契約を更新する場合を除きます。）
- ② クーリング・オフ期間又はクーリング・オフ期間経過後においてお客様からの申出があったとき。（詳しくは、上記クーリング・オフの適用をご参照下さい。）
- ③ 当社が投資助言業を廃業し、又は倒産したとき。

○ 禁止事項

当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

(1) 顧客を相手方として又は顧客のために以下の行為を行うこと

- ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
- ・ 有価証券の売買、市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引の媒介取次ぎ又は代理
- ・ 次に記載する取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理

- ① 取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引
- ② 外国金融市場における有価証券の売買又は外国市場デリバティブ取引
- ③ 店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎもしくは代理

(2) 当社が、いかなる名目によるかを問わず、顧客から金銭、有価証券の預託を受け、又は当社と密接な関係にある者に顧客の金銭、有価証券を預託させること

(3) 顧客への金銭、有価証券の貸付け、又は顧客への第三者による金銭、有価証券の貸付けの媒介、取次ぎ、代理を行うこと

(4) 顧客の有価証券売買に伴う損失に対しての補填行為、又はそれに類似する行為

○ 当社の投資顧問契約の契約先におけるお約束事項

当社の投資顧問契約は、お客様が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約される方とのみ締結させていただきます。

(1) 金融商品取引業者として法律上、助言契約を結ぶことができない方

- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）。
- ② 暴力団員等が経営を支配し、又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する企業等。
- ③ 不当に暴力団員等を利用していると認められる行動や、暴力団員等と関係を構築すること。

- ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与を行っていると思われる関係を有すること。
- ⑤ その他暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)お客様自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約される方とのみ締結させていただきます。

- ① 投資顧問契約に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 暴力的な要求行為
- ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
- ⑤ その他前各号に準ずる行為

○ 会社の概要

1 資本金

900 万円

2 役員の氏名

代表取締役 坂田 博

3 分析者・投資判断者

坂田 博

4 助言者

坂田 博

5 当社への連絡方法及び苦情等の申出先

電話番号 (03)－5834－3660 e-メールアドレス: info@plenus-inc.jp

6 当社が加入している金融商品取引業協会

当社は、一般社団法人日本投資顧問業協会の会員であり、会員名簿を協会事務局で自由にご覧になれます。また、管轄の関東財務局で、当社の登録簿を自由にご覧になれます。

7 当社の苦情処理措置について

(1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、また迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 6 の苦情等の申出先のとおりです。また、苦情解決に向けての標準的な流れは次のとおりです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事実聴取と解決案の検討
- ③ 解決後のご指示・解決

(2) 当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会から苦情の解決についての業務を受託しており、お客様からの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出下さい。

特定非営利活動法人証券・金融商品あっせんセンター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-1-1 第二証券会館

0120-64-5005 (フリーダイヤル) 平日 9:00~17:00 土日・祭日を除く

同センターが行う苦情解決の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは同センターにご照会下さい。

- ① お客様からの苦情の申立
- ② 会員業者への苦情の取次ぎ
- ③ お客様と会員業者との話し合いと解決

8 当社の紛争解決措置について

当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとしています。同センターは、当社が加入しています一般社団法人日本投資顧問業協会からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出下さい。

同センターが行うあっせん手続の標準的な流れは次のとおりです。詳しくは、同センターにご照会下さい。

- ① お客様からのあっせん申立書の提出
- ② あっせん申立書受理とあっせん委員の選任
- ③ お客様からのあっせん申立金の納入
- ④ あっせん委員によるお客様、会員業者への事情聴取
- ⑤ あっせん案の提示、受託

9 当社が行う業務

当社は、投資助言・代理業のみを行っています。